

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2025年8月27日付第1294号

モスクワ

ロシア連邦からの製品ガソリンの一時的輸出禁止措置の導入について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合に関する条約第29条および第47条、同条約への附属書第7号、連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第21条にもとづき、また、ロシア連邦のエネルギー安全保障のために、ロシア連邦政府は以下の通り**決定する**：

1. 取引所取引で入手したものを含め、製品ガソリン（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2710 12 411 0 ~ 2710 12 590 0）（以下、「商品」）のロシア連邦からの輸出を一時的に禁止する旨を定める。
2. 本決定第1項に記載された一時的禁止措置は以下に対しては適用されない：
 - a) ロシア連邦の決定にもとづいて外国国家に対する国際的人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される商品；
 - b) 国際的政府間協定の枠内で、当該の協定に定める手順で承認された指針バランス（indicative balance）および（または）議定書に規定された規模の範囲内でロシア連邦領内から搬出される商品（ユーラシア経済同盟加盟国向けを含む）に対して。ただし、搬出されるそれら商品については、2013年3月29日付ロシア連邦政府決定第276号「原油、および石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率の計算ならびにロシア連邦政府の若干の決定の失効認定について」によって承認された、石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率計算方法の第2項で定められた係数nが、そうした商品の移送開始前に提出された商品申告書が税関機関によって登録された日時点において、1 t当たり0ルーブルとされることを条件とする；
 - c) ロシア連邦領外で始まり、終わる国際トランジット輸送の枠内でロシア連邦領内から搬出される商品、ならびにロシア連邦領内の地点同士の間を外国国家領土を経由して移送される商品、および（または）ユーラシア経済連合の関税領内の地点同士の間を海上輸送機関で、外国の港に寄港することなく、移送される商品；
 - d) 水上、航空、鉄道もしくは自動車輸送手段のタンクの中に貯蔵され、その運行中に消費される商品；
 - e) 外国国家領内に所在するロシア連邦軍隊の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
 - f) バイコヌール市（カザフスタン共和国）および「バイコヌール」施設敷地内に所在するロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
 - g) スピツツベルゲン群島所在のロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
 - h) 自然人が個人的使用のために持ち出す商品；
 - i) 補給物資として移動される商品；

- j) ロシア連邦の排他的管轄下にある水上船舶、人工島、構造物、設備、その他の施設の機能（操業、利用）を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
- k) 部外秘；
- l) 部外秘；
- m) 2025年10月1日から31日までの間に、ロシア連邦領内から搬出される商品。ただし、搬出されるそれら商品については、2013年3月29日付ロシア連邦政府決定第276号「原油、および石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率の計算ならびにロシア連邦政府の若干の決定の失効認定について」で承認された、石油から製造された特定のカテゴリーの商品に対する輸出関税率計算方法の第2項で定められた係数nが、そうした商品の移送開始前に提出された商品申告書が税関機関によって登録された日時点において、1t当たり0ルーブルとされることを条件とする。

3. ロシア連邦経済発展省はユーラシア経済委員会に対して本決定第1項に記載された一時的禁止措置の導入について所定の手順により通告するものとする。

4. 本決定は2025年9月1日に発効し、2025年12月31日（同日を含む）まで有効となる

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン